

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「100分の205」を「100分の210」に、「100分の164」を「100分の168」に、「100分の123」を「100分の126」に、「100分の61.5」を「100分の63」に改める。

第2条 四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「100分の210」を「100分の207.5」に、「100分の168」を「100分の166」に、「100分の126」を「100分の124.5」に、「100分の63」を「100分の62.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。